2026年8月1日～改正

入院費・食事代について

□　限度額適用認定証

□　限度額適用認定証・標準負担額減額認定証

所得に応じて医療費負担額が軽減される制度となります。
また、被保険者の方が非課税であれば、医療費・食事代が軽減されます。

上記は医事課窓口にご提示いただき初めて適用となるものです。
ご提示のない場合、遡って適用する事はできないため、ご提示いただいた月からの適用となりますので、ご注意ください。

□　７０歳未満の方の自己負担限度額

所得区分	自己負担限度額	多数該当	食事代	長期入院
区分ア	270,300円＋（総医療費－901,000円）×１％	140,100円	５５０円	
区分イ	179,100円＋（総医療費－597,000円）×１％	93,000円		
区分ウ	85,800円＋（総医療費－286,000円）×１％	44,400円		
区分エ	61,500円			
区分オ	36,900円	24,600円	２７０円	２２０円

◆区分オ→被保険者が市町村民税の非課税者等
◆長期入院→直近１年間の入院期間が90日以上（要手続・申請の翌月より適用）

□　７０歳以上の方の自己負担限度額

所得区分	自己負担限度額	多数該当	食事代	長期入院	外来費
現役並Ⅲ	270,300円＋（総医療費－901,000円）×１％	140,100円	５５０円		
現役並Ⅱ	179,100円＋（総医療費－597,000円）×１％	93,000円			
現役並Ⅰ	85,800円＋（総医療費－286,000円）×１％	44,400円			
一般Ⅱ	61,500円				22,000円
一般Ⅰ					
区分Ⅱ	25,700円	24,600円	２７０円	２２０円	11,000円
区分Ⅰ	15,700円		１３０円		8,000円

◆区分Ⅱ→被保険者が市町村民税の非課税者等
◆区分Ⅰ→所得が一定基準以下
◆長期入院→直近１年間の入院期間が90日以上（要手続・申請の翌月より適用）

【手続き方法】

保険	手続き場所
□　国保・後期高齢者	各市町村役場
□　中央建設・全国土木	職場
□　社会保険(協会けんぽ)	協会健保（指定用紙あり）
□　社会保険(組合・共済・自衛官)	職場
□　マイナンバーカード	医事課窓口にて端末操作後、その場で適用します。

同意いただく事で
所得区分を確認する事ができます。

※保険者との連動に時差が生じている場合があります。その際はお伝えした区分と変更となる事も考えられますので、ご了承下さい。

発行された認定証は、速やかに１階・受付窓口へご提示ください。
ＦＡＸでの提出も可能ですが、後日原本をご提示ください。
（TEL　０１７２－８７－１２２１　　FAX　０１７２－８７－１２２８）

公益財団法人　鷹揚郷　腎研究所　弘前病院